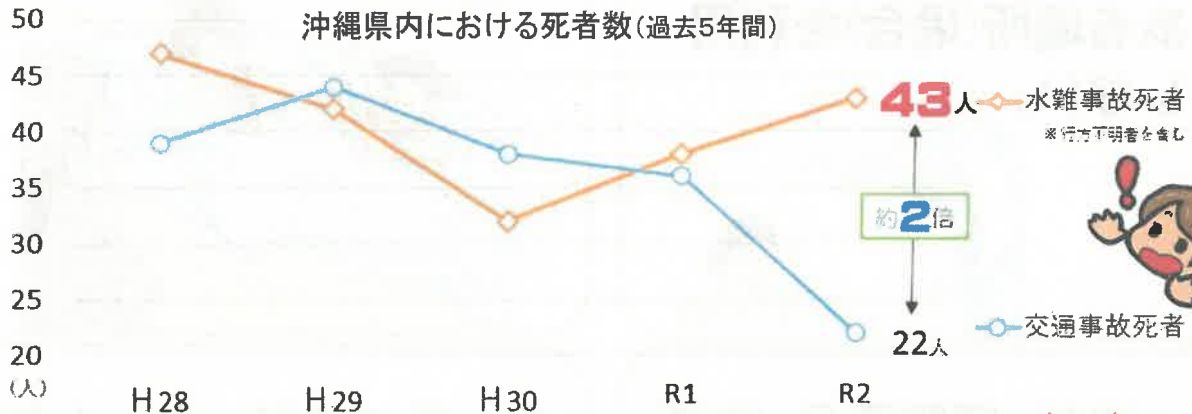


# 海には常に水難事故の危険が！

## 水難事故による死者は、交通事故死者の約**2**倍！

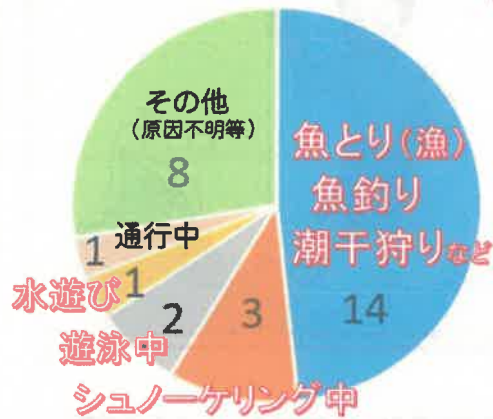


## 水難事故による死者は、約**7**割が県民！

※行方不明者を含む



水難事故死者の特徴  
(罹災者別、令和2年)



水難事故死者の特徴  
(行為別、県民のみ、令和2年)

## 水難事故防止条例で「県民の責務」が定められました



- ① 釣りや遊泳などには、常に水難事故の危険が伴うことを認識し、安全な利用につとめましょう！
- ② 水難事故が発生したり明らかに発生しそうな場合には、警察へ通報するなどの措置をとるようにつとめましょう！
- ③ 水難事故防止への施策に協力するようにつとめましょう！

# 安全な利用のためにすべきこと

- 1 風向、潮流、離岸流、高波等の影響によって水難事故に遭う危険がある場所(場合)を利用しない。



- 2 複数での利用に努め、お互いに目を離さない。



- 3 過労、睡眠不足、飲酒、薬物服用の状態を利用しない。



- 4 ライフジャケットやウェットスーツなどの浮力体を必ず着用する。



- 5 器具等の正しい使用方法を習得し、使用前の点検・整備をする。



準備OK!

- 6 海洋危険生物への知識（被害防止方法、被害時の応急処置要領）を習得する。

- ・ハブクラゲ(酢をかけて触手を取り除く)
- ・カツオノエボシ(海水で触手を流す)
- ・ヒョウモンダコ(毒を絞り出し、病院へ)
- ・アンボイナガイ(毒を吸い出し、病院へ)